

志摩市における空家等の対策に関する連携協定書

志摩市（以下「甲」という。）と一般社団法人三重県建設業協会志摩支部（以下「乙」という。）及び志摩建設事業協同組合（以下「丙」という。）は、志摩市内における空家等の対策を総合的かつ計画的に実施するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙及び丙が相互に連携・協力して、市内の特定空家等をはじめとする危険・有害な空家等を解消するとともに、空家等が管理不全な状態とならないよう空家等の適切な管理に関する対策を進めることにより、良好な生活環境の保全及び安全安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家特措法」という。）第2条第1項の「空家等」をいう。
- (2) 管理不全な状態 次に掲げるいずれかの状態をいう。
 - ア 老朽化又は台風等の自然災害により、倒壊し、又は建築材料が飛散し、人の生命又は身体若しくは財産に被害を及ぼすおそれのある状態
 - イ 不特定多数の者が容易に侵入することができ、火災又は犯罪を誘発するおそれがある状態
 - ウ 樹木又は雑草の繁茂若しくは害虫等の発生により、周囲の生活環境の保全に支障を及ぼすおそれのある状態
- (3) 所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。
- (4) 特定空家等 空家特措法第2条第2項の「特定空家等」をいう。

（協定事項）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 空家等の総合相談窓口の設置
- (2) 特定空家等の調査及び判断
- (3) 乙及び丙が実施する空家等に関する業務の広報への協力
- (4) 乙及び丙に対して空家等及び所有者等に関する情報を提供すること（当該空家等の所有者等から情報提供に関する承諾を得た場合に限る。）

2 乙及び丙は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 空家等の除却、改修、利活用等に関する相談
- (2) 甲が実施する空家等の適正管理に係る周知啓発事業への協力
- (3) 甲に対して空家等及び所有者等に関する情報を提供すること（当該空家等の所有者等から情報提供に関する承諾を得た場合に限る。）

(4) 甲が行う特定空家等をはじめとする危険・有害な空家等の除却等安全対策業務への協力

（守秘義務）

第4条 甲、乙及び丙は、前条に掲げる事項に取り組むにあたり、業務上知り得た個人情報については、この協定の期間中はもとより、この協定の終了後も第三者に対して開示し、又は漏えいしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、事前に所有者等の承諾を得た場合又は法令に基づき開示を求められた場合については、この限りではない。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は協定締結の日から令和8年3月31日までとする。

2 前項の有効期間満了の日の3月前までに、甲、乙又は丙から別段の意思表示がなされないときは、期間満了の日の翌日から更に有効期間を5年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

（協議）


第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年5月17日

甲 三重県志摩市阿児町鵜方3098番地22

志摩市長

橋爪政直 

乙 三重県志摩市阿児町鵜方3136番地8

一般社団法人三重県建設業協会志摩支部

支部長

橋爪吉生 

丙 三重県志摩市阿児町鵜方3136番地21

志摩建設事業協同組合

理事長

山本和宏 